

日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国農業農村開発省との間の 水防災及び気候変動適応策の分野における協力に係る覚書

日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国農業農村開発省は、円滑で効果的な方法で水防災及び気候変動適応策の分野における協力関係を継続し、及び強化し、並びに互惠主義に基づいて協力することを希望して、

両省は、それぞれの国内法令に従い、かつそれぞれの毎年の予算の範囲内で、水防災及び気候変動適応策の分野に関するすべての部門において協力することを決定した。

1. 協力の方法

- (1) 協力は、両省間の水防災及び気候変動適応策の分野の協力の推進に向け、技術・ソリューションとニーズ・課題の適合を両省が希求する「防災協働対話」の枠組によるものとする。
- (2) 防災協働対話をより生産的なものにするため、産学官の各界から、水防災及び気候変動適応策の分野のニーズ・課題又は技術・ソリューションに関する知識や技術に通じた人材を集めるよう努める。
- (3) 防災協働対話は、幹部職員やリソースパーソンが参加したワークショップ、会議又は現地調査により行う。幹部職員やリソースパーソンが相手国へ訪問する機会には、各省は防災協働対話の機会を設けることを促進する。
- (4) 防災協働対話を効率的で持続的な取組となるようにするため、
 - (a) 両省のいずれかが新たな水防災及び気候変動適応策の分野のニーズ／課題を確認したときに、他方に通知し、適合する技術／ソリューションを照会することができるものとする。
 - (b) 両省のいずれかが新たな技術／ソリューションを確認したときに、他方に通知し、適合するニーズ／課題を照会することができるものとする。

2. 協力の内容

両省間の水防災及び気候変動適応策の分野における協力の範囲は次のものを含む。

- (1) 水防災及び気候変動適応策に関する計画、手法、組織体制及び財源
- (2) 水防災及び気候変動適応策に関する技術基準及び新技術

3. 協力の期間

本覚書に基づく協力は、署名の日から開始され、2016年12月31日まで実施される。協力の期間の延長については、両省間の協議を通して決定される。

2013年9月13日にハノイで、日本語、ベトナム語、及び英語により各々二通を作成した。

日本国国土交通省を代表して

ベトナム社会主義共和国農業農村開発省を代表して

太田 昭宏
国土交通大臣

カオ・ドゥック・ファット
農業・農村開発大臣